

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日を症状確認日として、じん肺管理区分「管理3、続発性気管支炎」との決定を受け、療養を続けていたが、平成〇年〇月〇日、直接死因「胃がん」により死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡とじん肺との間に相当因果関係が認められず、業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否

かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求代理人は、被災者のじん肺が重篤な状態で肺炎を併発した結果、死亡したと主張していることを踏まえ、じん肺及び続発性気管支炎と被災者の死亡との因果関係について検討する。

ア 医証についてみると、A医師は死亡診断書において、直接死因は胃がんとし、B医師は意見書において、要旨、「症状は痰のつまりと呼吸困難、その後、胃がんの進行による病状の出現、身体状況が悪化していった。内科の治療は内服治療で最後まで変わらなかった。胃がんは原発性と考えられ、じん肺、続発性気管支炎と胃がんとの関連性はない。」と述べている。また、C医師は意見書において、要旨、原発性胃がんであり、肺がんは認めず、じん肺及び続発性気管支炎と胃がんとの間に医学的因果関係は認められないと述べている。

イ D医師は意見書において、要旨、じん肺症と直接死因の「胃がん」との間で因果関係はみられず、肺がんの存在もみられないと述べている。

ウ また、E医師は鑑定書において、要旨、胃全摘出手術前後の胸部CT画像所見の比較では、大きな変化が認められず、本症例は、じん肺と関連のない胃がんが出現し、術後がん性腹膜炎など併発した死亡例と考えられ、じん肺と直接死因である胃がんとは医学的因果関係はないと推察されると述べている。

(2) 当審査会においても、請求代理人の主張、被災者の病状経過、X線像、医証等を再度精査検討したが、じん肺及び続発性気管支炎と胃がんとの医学的因果関係を明確に否定している上記のB医師、C医師、D医師及びE医師の意見は妥当であり、直接死因は、原発性胃がんと判断するところから、被災者の死亡とじん肺及び続発性気管支炎との間には相当因果関係は認められないと判断する。
なお、当審査会は、請求代理人が提出した被災者のF病院における平成〇年

○月○日から同年○月○日までの胸部X線写真を読影したが、じん肺との直接的因果関係を示す所見は認められないことから、この結果は、結論を左右するものではないことを付言する。

- 3 以上のおりであるから、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。